

令和7年3月4日

第2回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第3号

権利の放棄について（水道使用料債権及び下水道使用料債権）

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

- | | | | | |
|---|----------|-------------------------------------|----------|------|
| 1 | 放棄する権利 | 水道使用料債権及び下水道使用料債権（督促手数料を含む。） | | |
| 2 | 放棄する債権額等 | | | |
| | (1) 債権種別 | 債務者1名 | 水道使用料債権 | 14月分 |
| | | | 下水道使用料債権 | 17月分 |
| | (2) 債権額 | 90,920円 | | |
| 3 | 放棄の理由 | 債務者の死亡後相続人の相続放棄が確定したことにより債権の放棄を行うもの | | |
| 4 | 放棄の時期 | 議決の日 | | |

議案第 3 号資料

No	債務者	未収額	措置	経過
1	A	水道料 29,620 円 督促料 1,120 円 下水道料 58,820 円 督促料 1,360 円 合計 90,920 円	債権放棄	債務者の死亡後、相続人の相続放棄の確定により、債権の放棄を行うもの。

債務者死亡 令和 4 年 12 月 日時不詳

議案第4号

日南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年日南町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(定義) 第2条 (略) 2～8 (略) 9 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u> ） <u>第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</u> 11～13 (略)			(定義) 第2条 (略) 2～8 (略) 9 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>以下</u> 「番号利用法」という。） <u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> 11～13 (略)		
(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u> </u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第28条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項	(略)	(略)	第12条第1項	(略)	(略)
第12条第2項	(略)	(略)	第12条第2項	(略)	(略)
第12条第2項 第1号	(略)	(略)	第12条第2項 第1号	(略)	(略)
第37条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規程に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると	第37条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規程に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると

		き、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第1号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第16条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

		き、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第1号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第16条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下 「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下 「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下 「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第30条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下 「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第47条において「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第30条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第47条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第31条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第38条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われてい

(訂正請求の手続)

第31条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第47条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第38条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第46条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われてい

ないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

ないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

議案第5号

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第9条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については3,000円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 (略) (住居手当) 第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 <u>(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む</u>	(扶養手当) 第9条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円 _____とする。 4 (略) (住居手当) 第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____

む。) が居住するための住宅(町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第11条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の1通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。 _____

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 _____

_____、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 前項の規定は、新たに _____

_____ が居住するための住宅(町が設置する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第11条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の1通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。 ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 前項の規定は、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をい

_____ _____ _____ この条例の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等_____ _____を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 5～8 (略) (単身赴任手当) 第11条の2 (略) 2 (略) 3 新たに_____この条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____ _____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略)	う。)、職員以外の地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で別に定めるもの使用される者(以下「国家公務員等」という。)であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 5～8 (略) (単身赴任手当) 第11条の2 (略) 2 (略) 3 <u>国家公務員等であつた者から引き続き</u>この条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員<u>(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略)
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当)	(扶養手当)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(削る)	<u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>
<u>(1) (略)</u>	<u>(2) (略)</u>
<u>(2) (略)</u>	<u>(3) (略)</u>
<u>(3) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(5) (略)</u>
<u>(5) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
3 扶養手当の月額は、 <u> </u> <u> </u> 前項第1号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき <u>13,000円</u> 、 <u>前項第2号から第5号までのい</u> <u>ずれかに該当する扶養親族については1人につき</u> <u>6,500円とする。</u>	3 扶養手当の月額は、 <u>前項第1号に該当する扶養親族</u> <u>については3,000円、前項第2号に該当する扶養親族</u> (以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき <u>11,500円、第3号から第6号 </u> までのい ずれかに該当する扶養親族については1人につき 6,500円とする。
4 (略)	4 (略)
第10条 <u>削除</u>	第10条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u>
	<u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u>
	<u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合</u> (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
	<u>(3)及び(4) 削除</u>
	2 扶養手当の支給は、 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月</u>

	<u>(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

日南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日

日南町長 中村 英明

日南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員等の旅費に関する条例（昭和46年日南町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、 <u>宿泊手当</u> 、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。 2～7 (略) 8 <u>宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u> <u>14 (略)</u> <u>15 (略)</u> <u>16 (略)</u> (宿泊手当) 第19条の2 <u>宿泊手当の額は、別表の定額による。</u> 別表(第17条―第22条、第25条関係) 内国旅行の旅費	(旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、_____食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。 2～7 (略) (新設) <u>8 (略)</u> <u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u> <u>14 (略)</u> <u>15 (略)</u> (新設) 別表(第17条―第22条、第25条関係) 内国旅行の旅費

1 車賃及び宿泊料			
略	宿泊料(1夜につき)		宿泊
	県外	県内	手当
	13,100 円（ただし、 <u>宿泊料が高額な地域で宿泊する場合、繁忙期等により宿泊料が 13,100 円を超える場合は 19,000 円までの範囲で実費支給とする</u> ）	11,800 円	2,400 円

1 車賃及び宿泊料		
略	宿泊料(1夜につき)	
	県外	県内
	13,100 円	11,800 円

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲われた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年日南町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に日南町職員の給与に 関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を 受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例に より算定した額による。この場合において、その 例によることとされる日南町職員の給与に関する 条例第19条第2項の規定の適用については、同項中 「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とす る。 (旅費) 第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船 賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u>宿泊手当</u>、食 卓料、支度料及び死亡手当とし、その額は、別表 第2及び別表第3のとおりとする。 別表第2(第5条関係) 内国旅行の旅費	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 の100分の120に相当する額に日南町職員の給与に 関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を 受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例に より算定した額による。この場合において、その 例によることとされる日南町職員の給与に関する 条例第19条第2項の規定の適用については、同項中 「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とす る。 (旅費) 第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船 賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u> </u>食 卓料、支度料及び死亡手当とし、その額は、別表 第2及び別表第3のとおりとする。 別表第2(第5条関係) 内国旅行の旅費

略		略
宿泊料	県外	13,100 円（ただし、宿泊料が高額な地域で宿泊する場合、繁忙期等により宿泊料が 13,100 円を超える場合は 19,000 円までの範囲で実費支給とする）
	県内	11,800 円
宿泊手当		2,400 円
別表第3(第5条関係) 外国旅行の旅費 1 日当、宿泊料及び食卓料 （表は省略） 2 支度料及び死亡手当		
略		死亡手当
		930,000 円

略		略
宿泊料	県外	13,100 円
	県内	11,800 円
別表第3(第5条関係) 外国旅行の旅費 1 日当、宿泊料及び食卓料 （表は省略） 2 支度料及び死亡手当		
略		死亡手当
		520,000 円

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲われた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第8号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日

日南町長 中村 英明

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年日南町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
（費用弁償） 第5条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u>宿泊手当</u>、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 （期末手当） 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例（昭和46年日南町条例第10号）第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 別表第2（第4条関係） 内国旅行の旅費 <table><tr><td>略</td><td>宿泊料(1夜につき)</td><td><u>宿泊手当</u></td></tr></table>	略	宿泊料(1夜につき)	<u>宿泊手当</u>	（費用弁償） 第5条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u> </u>食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 （期末手当） 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例（昭和46年日南町条例第10号）第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 別表第2（第4条関係） 内国旅行の旅費 <table><tr><td>略</td><td>宿泊料(1夜につき)</td><td></td></tr></table>	略	宿泊料(1夜につき)	
略	宿泊料(1夜につき)	<u>宿泊手当</u>					
略	宿泊料(1夜につき)						

	県外	県内	
	13,100 円 (ただし、宿泊料が高額な地域で宿泊する場合、繁忙期等により宿泊料が 13,100 円を超える場合は 19,000 円までの範囲で実費支給とする)	11,800 円	2,400 円

別表第3(第4条関係)
外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料
(表は省略)

2 支度料及び死亡手当

支度料	死亡手当
略	930,000 円

	県外	県内
	13,100 円	11,800 円

別表第3(第4条関係)
外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料
(表は省略)

2 支度料及び死亡手当

支度料	死亡手当
略	520,000 円

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲われた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日

日南町長 中村 英明

日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年日南町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、<u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</u> 2 任命権者は、<u>小学校等就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> <u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</u> 2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、<u>小学校等就学</u>の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校等就学</u>の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>小学校等就学</u>の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 (略) (介護休業) 第15条 介護休業は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者<u>(第16条の2第1項において「配偶者等」という。))</u>で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u>	3 任命権者は、<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 (略) (介護休業) 第15条 介護休業は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者<u>で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))</u>の介護をするため、任命権者が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) (新設)
--	--

<u>第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 <u>任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> 3 <u>任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	(新設)
---	-------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8号の3第2項の規定による請求（3歳から小学校等就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、別に定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第10号

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日

日南町長 中村 英明

日南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員の育児休業等に関する条例（平成4年日南町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第20条（略） 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、<u>次の各号に掲げる</u> <u>範囲内のうちいずれかの範囲で行うものとする。</u> <u>(1) 1日につき2時間を超えない範囲内</u> <u>(2) 1年につき10日相当を超えない範囲内</u> 3 <u>前項の規定による申出をした職員は、別に定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u> 4 <u>第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をする事ができる。</u> 5 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定め	（部分休業の承認） 第20条（略） 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、<u>1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内のうちいずれかの範囲で行うものとする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定め

られた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」)をという。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	られた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」)をという。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第11号

日南町健康福祉センター設置条例の一部改正について

次のとおり、日南町健康福祉センター設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

日南町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例

日南町健康福祉センター設置条例（平成12年日南町条例第14号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
(設置) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>健康福祉センターに、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、日南町こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を設置する。</u> <u>（こども家庭センターの管理運営）</u> 第8条 <u>こども家庭センターは、健康福祉センターの総合的な管理運営についての指針のもとで、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を行う。</u> <u>（こども家庭センターで行う業務）</u> 第9条 <u>こども家庭センターは、児童福祉法（昭和22年法律第146号）第10条の2第2項各号及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に規定する業務等を行う。</u> (委任) 第10条 (略)	(設置) 第2条 (略) 2 (略) (新設) (新設) (新設) (委任) 第8条 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり、日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日

日南町長 中村 英明

日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日南町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（食事の提供の特例） 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）（略） （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）（略）	（食事の提供の特例） 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）（略） （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の<u>栄養士</u>により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）（略）

2 (略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半分以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略)	2 (略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半分以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略)
---	---

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>に1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>に1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例（昭和45年日南町条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2章 給水装置の工事及び費用 （給水装置の新設等の申込） 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 第5章 管理 （過料） 第34条 町長は、次の各号の1に該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができる。 (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2)・(3) (略) 第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準 （布設工事監督者の資格） 第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学（短期大学を除く。以下同じ。）_____	第2章 給水装置の工事及び費用 （給水装置の新設等の申込） 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 第5章 管理 （過料） 第34条 町長は、次の各号の1に該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができる。 (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者 (2)・(3) (略) 第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準 （布設工事監督者の資格） 第39条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科若しく</u>

_____又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程_____を修めて卒業した後、1年6ヵ月以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6ヵ月以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6ヵ月以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 5年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6)～(8) (略) (水道技術管理者の資格) 第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程またはこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)_____後、同項第1号に規定する学校の卒業者については2年6ヵ月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程を修了	はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6ヵ月以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6ヵ月以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6ヵ月以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 5年以上水道_____の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6)～(8) (略) (水道技術管理者の資格) 第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目_____を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____後、同項第1号に規定する学校の卒業者については2年6ヵ月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者_____
--	---

した者を含む。次号において同じ。) については 3年6ヵ月以上、同項第4号 に規定する学校の卒業者 については4年6ヵ月以上水道に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>課程</u> 又は前号に規定する<u>課程</u> に相当する<u>課程</u> を、 それぞれ当該各号に規定する学校において修得す る程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各 号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者 が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した 者	については 3年6ヵ月以上、同項第4号 に規定する学校の卒業者 については4年6ヵ月以上水道に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u> 又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、 それぞれ当該各号に規定する学校において修得す る程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各 号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者 が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した 者
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

日南町いきいき定住促進条例の一部改正について

次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例

日南町いきいき定住促進条例（平成14年日南町条例第21号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
（事業） 第2条 第1条の目的を達成するため、<u>本条各号及び別に要綱で定める要件を満たすものに対して、次の各号に定める事業を行う。</u> (1)、(2) 略 (3) <u>進学等年度の4月1日の1年前から引き続き町内に住所を有し居住する児童生徒が、小学校、中学校、高等学校に進学等をしたとき、その保護者に進学等祝金を交付する。</u> (4) 町内に居住する新規学卒者及び本町に転入した<u>日において</u>60歳未満の者が、町内又は通勤できる町外の事業所等に就労して3年を経過したとき、定住奨励金を交付する。 (5) 町内に住所を有し居住する世帯に<u>転入により同居した50歳未満のものが転入をした日から1年を経過したとき、</u> _____<u>同居奨励金を交付する。</u> (6) <u>本条例に定める出産祝金、定住奨励金及び同居奨励金の交付要件を満たした者が、自己の居住の用に供するため住宅の改修若しくは新築を町内事業者の施工により行うとき、又は住宅を取得したとき、住宅補助金を交付する。</u>	（事業） 第2条 第1条の目的を達成するため、_____ _____<u>次の_____事業を行う。</u> (1)、(2) 略 (3) <u>町内に住所を有し、居住する児童生徒が小学校、中学校、高等学校に進学等したとき、その保護者に進学等祝金を交付する。なお、進学等祝金の対象者については、進学等年度の4月1日時点の1年前から町内に住所を有し、居住する児童生徒とする。</u> (4) 町内に居住する新規学卒者及び本町に転入した_____60歳未満の者が、町内又は通勤できる町外の事業所等に就労して3年を経過したとき、定住奨励金を交付する。 (5) 町内に住所を有し居住する世帯に、<u>転入し同居した者及び同一敷地内に転入した50歳未満の者又は町内に居住する世帯に同居する新規学卒者で1年経過したとき、同居奨励金を交付する。</u> (6) <u>第1号、第2号及び第5号に該当した者が、その該当事由発生前1年、発生後2年の間に、また、第4号に該当する者が、その該当事由発生前4年、発生後2年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅補助金を交付する。ただし、業者による改修・新築については町内事業者に限る。</u>

(削る) (奨励金等の額) 第3条 前条に規定する祝金、奨励金及び補助金(以下「奨励金等」という。)の額は、要綱で別に定める。 (交付申請) 第4条 第2条に規定する奨励金等を受けようとする者は、要綱で定める書類を添付して交付申請書又は請求書を町長に提出しなければならない。 2 前項の交付申請は、奨励金等の交付要件を満たす日から起算して1年以内に行わなければならない。 (奨励金等の交付) 第5条 町長は、前条の規定により交付申請書又は請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を申請者に通知するものとする。 () 返還) 第6条 町長は、奨励金等の交付を受けた者が、この条例に違反し、又は不正な手段により奨励金等の交付を受けたと認めた場合は、交付した奨励金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。 2 前項に規定する返還の額は、要綱で別に定める。 (削る) (削る) (削る) (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、要綱で別に定める。 附 則 1 (略) (有効期限)	(7) その他目的達成に必要な事業を行う。 (奨励金等の額) 第3条 前条に規定する奨励金等の額は、別表1のとおりとする。 (交付申請) 第4条 第2条に規定する奨励金等を受けようとする者は、規則で定める書類を添付して交付申請書_____を町長に提出しなければならない。 2 前項の交付申請は、奨励金等の交付要件が満たされてから1年以内に行わなければならない。 (奨励金等の交付) 第5条 町長は、前条の規定により申請書_____を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定する_____ものとする。 (奨励金等の返還) 第6条 町長は、第2条第1号から第3号に規定する奨励金等を虚偽、その他不正によって受けた者があると認めたときは、その者から既に受けた金額の全部を返還させるものとする。 2 町長は、第2条第4号に規定する補助金を受けた者が該当事由発生から1年以内に町外に転出したときは、その者から金額の全部を返還させるものとする。ただし、町長が特に相当の理由があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。 3 町長は、第2条第6号に規定する補助金を受けた者が該当事由発生から3年以内に町外に転出したときは、その者から金額の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、町長が特に相当の理由があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。 4 前2項に規定する返還の額は、別表2のとおりとする。 (奨励金等の不交付) 第7条 町長は、本人又は世帯員が、町税の納付その他、町に対する債務の履行を遅滞している場合には、第5条の規定により奨励金等の支給要件に該当しても、交付しないことができる。 (その他) 第8条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 (略) (有効期限)
--	--

(削る)

別表2（第6条関係）

<u>奨励金等の 名称</u>	<u>1年以内</u>	<u>2年以上</u>	<u>3年以内</u>
<u>同居奨励金</u>	<u>全額</u>	<u>＝</u>	<u>＝</u>
<u>住宅補助金</u>	<u>全額</u>	<u>2/3</u>	<u>1/3</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

日南町緑と水のふるさと活性化基金条例の廃止について

次のとおり、日南町緑と水のふるさと活性化基金条例を廃止する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

日南町緑と水のふるさと活性化基金条例の廃止について

日南町緑と水のふるさと活性化基金条例(昭和62年日南町条例第6号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

日南町用品調達基金条例の廃止について

次のとおり、日南町用品調達基金条例を廃止する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

日南町用品調達基金条例の廃止について

日南町用品調達基金条例(平成7年日南町条例第1号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について

日南町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年日南町条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のとおり、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

日南町長 中村 英明

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条 日南町職員の給与に関する条例（昭和46年日南町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の支給制限) 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の	(期末手当の支給制限) 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の

在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮(こ)</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)
--	--

備考 改正部分は下線の部分である。

第2条 日南町消防団条例（昭和45年日南町条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（欠格条項） 第5条 次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） （略）	（欠格条項） 第5条 次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） （略）

備考 改正部分は下線の部分である。

第3条 退職手当に関する条例(昭和36年日南町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い) 第12条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は支給しない。ただし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 2・3 (略) (退職手当の返納) 第12条の2 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)	(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い) 第12条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は支給しない。ただし、<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 2・3 (略) (退職手当の返納) 第12条の2 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮(こ)</u>以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。